

# 富山県水源地域保全条例施行規則

平成25年3月27日公布

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県水源地域保全条例（平成25年富山県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用及び収益を目的とする権利)

第2条 条例第2条第2項及び第14条第1項の規則で定める使用及び収益を目的とする権利は、地上権、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

(水源地域の指定の公告)

第3条 条例第12条第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、富山県報に登載して行うものとする。

- (1) 水源地域（水源地域の指定の解除又はその区域の変更の場合にあっては、当該解除又は区域の変更に係る部分）に含まれる土地の区域
- (2) 水源地域の指定の案の縦覧の場所及び期間
- (3) 条例第12条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。次条及び第5条第1項において同じ。）の規定による意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(水源地域の指定の案についての意見書の提出)

第4条 条例第12条第4項の規定による意見書の提出は、次に掲げる事項を記載した書面に住所又は利害関係を有する土地の位置を示す図面を添えて行うものとする。

- (1) 提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 水源地域の指定の案についての意見
- (3) 利害関係人にあっては、利害関係を有する土地の所在及び利害関係の内容

(水源地域の指定の案についての意見の聴取)

第5条 知事は、条例第12条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取（以下この条において「意見の聴取」という。）を行おうとするときは、当該意見の聴取の日の10日前までに、同条第4項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書を提出した者に対し、意見の聴取の日時及び場所を書面により通知するものとする。

2 意見の聴取は、知事の指名する職員が行うものとする。

(届出を要する土地売買等の契約)

第6条 条例第14条第1項の規則で定める契約は、贈与、売買又は交換により土地に関する権利の移転をする契約及び土地に関する権利の設定をする契約とする。

(水源地域内の土地に関する権利の移転等の届出)

第7条 条例第14条第1項の規定による届出は、水源地域土地売買等届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) その他知事が必要と認める書類

2 条例第14条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地売買等の契約の種類
- (2) 土地売買等の契約に係る土地の地目及び利用の現況  
(土地に関する権利の移転等の届出を要しない場合)

第8条 条例第14条第2項第2号の規則で定める場合は、当事者の一方又は双方が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に規定する森林整備法人である場合とする。

(土地に関する権利の移転等の変更の届出)

第9条 条例第14条第4項の規定による変更の届出は、水源地域土地売買等変更届出書（様式第2号）により行うものとする。

(届出の経由)

第9条の2 条例第14条第1項の規定による届出及び同条第4項の規定による変更の届出は、当該届出に係る土地の所在地を管轄する農林振興センターを経由して行うことができる。

(身分証明書)

第10条 条例第16条第2項の身分を示す証明書は、様式第3号によるものとする。

(公表の方法)

第11条 条例第18条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、富山県報への登載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(意見陳述の機会の付与の方式)

第12条 条例第18条第2項の規定による意見を述べる機会の付与（第3項において「意見陳述の機会の付与」という。）は、知事が口頭であることを認めるときを除き、陳述書の提出によるものとする。

- 2 意見を述べるときは、証拠書類等を提出することができる。
- 3 知事は、勧告を受けた者に対し意見陳述の機会の付与を行うときは、陳述書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、当該勧告を受けた者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) 予定される公表の内容及び根拠となる条例又は規則の条項
  - (2) 公表の原因となる事実
  - (3) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）
- 4 知事は、前項の通知を受けた者又はその代理人が正当な理由なく陳述書の提出期限内に陳述書を提出せず、又は口頭による意見陳述をしなかったときは、条例第18条第1項の規定による公表をすることができる。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条から第12条まで及び様式第1号から様式第3号までの規定は、同年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

水源地域土地売買等届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

届出者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

電話番号

富山県水源地域保全条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

契 約 主 の 等 当 事 者 に 関 す る 事 項	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒	電話番号	
買 主 の 等 事 項	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒	電話番号	
契約を締結しようとする年月日		年 月 日		
契約の種類	<input type="checkbox"/> 権利の移転（ <input type="checkbox"/> 贈与 <input type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 交換） <input type="checkbox"/> 権利の設定			
契約に係る権利の種別及び内容	<input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利			
	<input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
期間の定めがある場合、その期間		年 月 日から 年 月 日まで		
土 地 に 関 す る 事 項	所在	地目	利用の現況	面積
				m <sup>2</sup>
				m <sup>2</sup>
	合計			筆 m <sup>2</sup>
権利の移転又は設定後における土地の利用目的				

## 備考

### 1 添付書類

(1) 土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面

(2) その他知事が必要と認める書類

2 「売主等」欄は土地に関する権利の移転又は設定をしようとする者について、「買主等」欄は土地に関する権利の移転又は設定を受けようとする者について、それぞれ記入すること。

3 「契約の種類」欄及び「契約に係る権利の種別及び内容」欄は、該当する□の中にレ印を記入すること。

4 「期間の定めがある場合、その期間」欄は、「契約に係る権利の種別及び内容」欄においてレ印を記入した権利に期間の定めがある場合、その期間を記入すること。

5 「所在」欄は、届出に係る土地の登記上の所在について市町村名から記入すること。届出に係る土地が3筆を超えるときは、「外○筆（別紙記載）」と記入し、別紙を添付すること。

6 「利用の現況」欄は、届出に係る土地の主たる現況を具体的に記入すること。

7 「権利の移転又は設定後における土地の利用目的」欄は、土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的について、具体的に記入すること。

様式第2号（第9条関係）

水源地域土地売買等変更届出書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

届出者 氏名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

電話番号

富山県水源地域保全条例第14条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	1 契約の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	
	2 契約を締結しようとする年月日	
	3 契約の種類	
	4 契約に係る権利の種別及び内容	
	5 契約に係る土地の所在、地目、利用の現況及び面積	
	6 権利の移転又は設定後における土地の利用目的	
変更内容	変更前	変更後
変更の理由		

備考

「変更事項」欄は、該当する番号に○を付けること。

様式第3号（第10条関係）

（用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。）

（表）

		第 号
写真貼り付け	身分証明書	
	所属	
	職名	
	氏名	
上記の者は、富山県水源地域保全条例第16条第1項の規定による立入調査をする職員であることを証明する。		
年 月 日発行		
（発行日から1年間有効）		
富山県知事		印

（裏）

富山県水源地域保全条例（抜粋）
（報告の徴収及び立入調査）
第16条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、第14条第1項又は第4項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用の方法その他必要な事項に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該届出に係る土地に立ち入り、当該土地の利用が水源地域の保全に及ぼす影響を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。